通　関　業　務　料　金　標　準　額　表

次に掲げる料金は、当社の通関業務（関連業務を含む。）に係る料金の**標準額**を表示しています。
個別には、お取扱いのご商品の品目数、価格、緊急度、その他手数等を勘案して、お見積りいたします。詳しくは「御見積書」又は「契約書」によりご確認ください。

2026(令和8)年11月1日現在

通関業務の種類		単位	料金	備考（適用例）
① 輸出（積戻し）申告		1件	7,300円	特定、特定委託、一般輸出申告 携帯品、別送品、託送品
	少額貨物簡易通関扱い	1件	5,200円	ATAカルネによる輸出申告、積卸コンテナー一覧表の提出
② 輸入申告	申告納税 （予備申告を含む。）	1件	14,700円	一般輸入申告 （蔵出、総保出輸入申告含む。）
	少額貨物簡易通関扱い	1件	10,700円	
	特例申告（引取申告）	1件	7,300円	特例輸入、特例委託輸入申告
	少額貨物簡易通関扱い	1件	5,200円	
	特例申告（納税申告）	1件	7,300円	
	少額貨物簡易通関扱い	1件	5,200円	
	特例申告（引取・納税セット）	1件	14,700円	
	少額貨物簡易通関扱い	1件	10,700円	
	賦課課税	1件	13,100円	携帯品、別送品、託送品、不用船用品
	少額貨物簡易通関扱い	1件	9,700円	ATAカルネによる輸入申告、積卸コンテナー一覧表の提出
	保税蔵置場蔵出・総合保税地域総保出 （加工又は製造若しくは展示されたものを除く。）	1件	8,700円	
	少額貨物簡易通関扱い	1件	6,300円	
③ 保税蔵置場蔵入申請		1件	8,700円	
④ 保税工場移入申請		1件	8,700円	
⑤ 保税展示場蔵置等承認申請		1件	8,700円	
⑥ 総合保税地域総保入申請		1件	8,700円	
⑦ 輸入許可前貨物引取申請		1件	6,300円	
⑧ 外国貨物船（機）用品積込申告		1件	6,300円	
⑨ 外国貨物運送申告		1件	6,300円	
⑩ 修正申告		1件	14,700円	
⑪ 更正の請求		1件	14,700円	
⑫ 評価申告（包括）		1件	14,700円	
⑬ 事前教示願（文書教示）		1件	14,700円	
⑭ 時間外執務要請届		1件	1,600円	
⑮ 指定地外検査申請		1件	1,600円	許可手数料（印紙代等）実費申し受けます。
⑯ その他の申告・申請又は届		1件	1,600円	本船扱い、ふ中扱い申請、他所蔵置許可申請、見本の一時持出許可申請、 輸出許可内容変更申請、証明願申請、納期限延長申請、各種減免戻し税 明細書作成等（手数料（印紙代）は実費申し受けます。
⑰ 諸申告又は許可承認書写作成		1件	250円	
⑱ 他法令申請		1件	3,700円～8,700円	食品等輸入届、動物輸入検査申請、植物等輸入検査申請
⑲ 税関検査立会い料		1件	8,700円	税関検査の立会い（主張、陳述を含む）のみ依頼された場合

（注）
1 割増し料金
イ 上記①～⑦において、1申告が複数の欄からなる場合の「単位」の適用においては、次による。
(1) ①の場合、3欄までの申告を1件とみなし、3欄を超える申告については、1件にその超える欄数5欄までごとに1件とみなして加算した件数とする。
(2) ②～⑦の場合、2欄までの申告を1件とみなし、2欄を超える申告については、1件にその超える欄数4欄までごとに1件とみなして加算した件数とする。
ロ 減免・戻し税等適用のため手数を要したとき
ハ 評価申告（個別）等のため課税標準および税額の計算に手数を要したとき
ニ 新規貨物等のため品目分類、原産地の認定等により手数を要したとき

2 割引き料金
イ 上記の少額貨物簡易通関扱いは、次のものをいう。
(1) 関税法基本通達67-4-1(1)および(2)（輸入少額簡易通関扱い）に規定する輸入申告等
(2) 関税法基本通達67-2-1(1)および(2)（輸出少額簡易通関扱い）に規定する輸出（積戻し）申告
ロ その他（定型的恒常貨物等）比較的簡易な（上記イ(1)又は(2)に準ずる）輸出入申告

3 上記料金に次の費用は含んでおりません。
イ 特定委託輸出申告に係る貨物の確認に要した手数料（別途、お見積りいたします。）
ロ 税関検査における通関士等の立会い、貨物の運搬、開梱および旅費、その他作業料および保税蔵置場等で発生する諸費用
ハ 許可手数料（例えば、指定地外検査申請に係る実費（収入印紙代））
ニ 関税、消費税等の諸税

通関営業所名：株式会社　東西荷扱所